

公益社団法人日本地震工学会 論文奨励賞細則

2013年3月29日制定

2016年4月19日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条(7)項に規定する業績の表彰に基づき、すぐれた研究により地震工学および地震防災の分野で顕著な業績をあげた若手研究者を奨励するために贈る「日本地震工学会 論文奨励賞」に関して定める。

(受賞対象)

第2条 本賞の対象は、受賞年の4月1日において満35歳以下の個人で、日本地震工学会論文集に論文として発表したものとする。

2 論文の筆頭著者であることを原則とする。

3 なお、本賞の既受賞者は対象から除く。

(対象業績)

第3条 表彰年の前年の12月31日から2年前までの期間に掲載された論文とする。

(受賞者数)

第4条 受賞者は、毎年2名以内とする。

(授賞式)

第5条 授賞式は、社員総会において行い、受賞者に賞状を贈る。

(委員会構成及び選考)

第6条 論文奨励賞選考委員会は、論文集編集委員会から構成する。

2 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条2項による。

(取り消し)

第7条 理事会は、受賞対象の研究に不正が認められたときは、遡って受賞を取り消すことができる。

(細則の変更)

第8条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。

- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2016年4月19日から施行する。